

議第173号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
旅 籠 町 八 日 町 線	山 形		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	山 形 市
東 原 村 木 沢 線	〃		〃	〃	〃
山 元 蔵 増 線	天 童		〃	〃	天 童 市
柴 橋 日 田 線	寒河江		〃	〃	寒河江市
北 本 町 飛 田 線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
赤 湯 停 車 場 線	南 陽		〃	〃	南 陽 市
羽 黒 橋 加 茂 線	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
道 形 黄 金 線	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第174号

下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 （山形処理区）	山形		流域下水道事業	工事費の1／2に相当する額	山形市
〃 （ 〃 ）	上山		〃	〃	上山市
〃 （ 〃 ）	天童		〃	〃	天童市
〃 （ 〃 ）	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
〃 （ 〃 ）	〃	中山	〃	〃	中山町
〃 （村山処理区）	天童		〃	〃	天童市
〃 （ 〃 ）	西村山	河北	〃	〃	河北町
〃 （ 〃 ）	村山		〃	〃	村山市
〃 （ 〃 ）	東根		〃	〃	東根市
〃 （ 〃 ）	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
〃 （ 〃 ）	北村山	大石田	〃	〃	〃

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南陽		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	南陽市
〃 (〃)	東置賜	高 畠	〃	〃	高 畠 町
〃 (〃)	〃	川 西	〃	〃	川 西 町
最上川下流 流域下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 (〃)	酒田		〃	〃	酒田市
〃 (〃)	東田川	三 川	〃	〃	三 川 町
〃 (〃)	〃	庄 内	〃	〃	庄 内 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

下水道事業（単独）に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

議第175号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
国 道 2 8 6 号	山 形		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	山 形 市
国 道 3 4 8 号	〃		〃	〃	〃
山 形 山 辺 線	〃		〃	〃	〃
天 童 高 原 山 口 線	〃		〃	〃	〃
山 形 天 童 線	天 童		〃	〃	天 童 市
荒 谷 原 崎 線	〃		〃	〃	〃
日 和 田 松 川 線	寒河江		〃	〃	寒河江市
国 道 2 8 7 号	西村山	朝 日	〃	〃	朝 日 町
山 形 天 童 線	東 根		〃	〃	東 根 市
国 道 3 4 7 号	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
赤 坂 真 室 川 線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
仁 田 山 平 岡 線	最 上	金 山	〃	〃	金 山 町
最 上 小 野 田 線	〃	最 上	〃	〃	最 上 町
真 室 川 鮭 川 線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
砂子沢小又釜淵線	〃	〃	〃	〃	〃
戸 沢 大 蔵 線	〃	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村
国 道 2 8 7 号	米 沢		〃	〃	米 沢 市

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
板谷米沢停車場線	米 沢		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	米 沢 市
国 道 2 8 7 号	東置賜	川 西	〃	〃	川 西 町
米 沢 飯 豊 線	〃	〃	〃	〃	〃
玉 川 沼 沢 線	西置賜	小 国	〃	〃	小 国 町
五 味 沢 小 国 線	〃	〃	〃	〃	〃
国 道 2 8 7 号	〃	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
長 井 白 鷹 線	〃	〃	〃	〃	〃
長 井 飯 豊 線	〃	飯 豊	〃	〃	飯 豊 町
国 道 3 4 5 号	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
面 野 山 鶴 岡 線	〃		〃	〃	〃
湯田川羽前水沢停車場線	〃		〃	〃	〃
国 道 3 4 4 号	酒 田		〃	〃	酒 田 市
余 目 松 山 線	〃		〃	〃	〃
〃	東田川	庄 内	〃	〃	庄 内 町
山 形 天 童 線	天 童		雪寒関連事業	工事費の0.5／10に相当する額	天 童 市
大石田名木沢線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
向町最上西公園線	最 上	最 上	〃	〃	最 上 町
玉庭時田糠野目線	米 沢		〃	〃	米 沢 市
米沢浅川高畠線	東置賜	高 畠	〃	〃	高 畠 町
山 形 永 野 線	山 形		側溝整備事業	工事費の1／10に相当する額	山 形 市

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
下原山形停車場線	山 形		側溝整備事業	工事費の1／10に相当する額	山 形 市
狸 森 上 山 線	上 山		〃	〃	上 山 市
萱 平 河 崎 線	〃		〃	〃	〃
天童山寺公園線	天 童		〃	〃	天 童 市
天童高原山口線	〃		〃	〃	〃
山 形 朝 日 線	東村山	山 辺	〃	〃	山 辺 町
国 道 2 8 7 号	寒河江		〃	〃	寒河江市
湯野沢寒河江線	西村山	河 北	〃	〃	河 北 町
宮 宿 浮 島 線	〃	朝 日	〃	〃	朝 日 町
大 江 西 川 線	〃	大 江	〃	〃	大 江 町
湯野沢寒河江線	村 山		〃	〃	村 山 市
東 根 尾 花 沢 線	東 根		〃	〃	東 根 市
尾 花 沢 関 山 線	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
新庄鮭川戸沢線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
雄 勝 金 山 線	最 上	金 山	〃	〃	金 山 町
杉ノ入月楯線	〃	最 上	〃	〃	最 上 町
新庄次年子村山線	〃	舟 形	〃	〃	舟 形 町
砂子沢小又釜淵線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国 道 4 5 8 号	〃	大 蔵	〃	〃	大 蔵 村
曲 川 新 庄 線	〃	鮭 川	〃	〃	鮭 川 村

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
新 庄 鮭 川 戸 沢 線	最 上	戸 沢	側溝整備事業	工事費の1／10に相当する額	戸 沢 村
国 道 2 8 7 号	米 沢		〃	〃	米 沢 市
米 沢 高 畠 線	〃		〃	〃	〃
米 沢 環 状 線	〃		〃	〃	〃
綱木米沢停車場線	〃		〃	〃	〃
国 道 3 9 9 号	南 陽		〃	〃	南 陽 市
米 沢 南 陽 白 鷹 線	〃		〃	〃	〃
赤 湯 宮 内 線	〃		〃	〃	〃
国 道 1 1 3 号	東置賜	高 畠	〃	〃	高 畠 町
米 沢 高 畠 線	〃	〃	〃	〃	〃
国 道 2 8 7 号	〃	川 西	〃	〃	川 西 町
川 西 小 国 線	〃	〃	〃	〃	〃
寺 泉 舟 場 線	長 井		〃	〃	長 井 市
長 井 白 鷹 線	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
三 瀬 水 沢 線	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
国 道 3 4 5 号	酒 田		〃	〃	酒 田 市
宮野浦坂野辺新田線	〃		〃	〃	〃
羽 黒 立 川 線	東田川	庄 内	〃	〃	庄 内 町
酒 田 遊 佐 線	鮑 海	遊 佐	〃	〃	遊 佐 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第176号

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
若 木	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	山 形 市
西 向	〃		〃	〃	〃
慈恩寺(2)	寒河江		〃	〃	寒河江市
長 善 寺	村 山		〃	〃	村 山 市
銀 山	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
岩 谷 沢	〃		〃	〃	〃
木 友	最 上	舟 形	〃	〃	舟 形 町
平 岡 下	〃	真室川	〃	〃	真室川町
神 田 (2)	〃	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村
池 黒 (1)	南 陽		〃	〃	南 陽 市
平 谷 地	東置賜	川 西	〃	〃	川 西 町
芦 沢	長 井		〃	〃	長 井 市
大林寺(6)	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
荒 砥	〃	〃	〃	〃	〃
加 茂	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
鷲 嶽 沢	〃		〃	〃	〃
内 田 元	〃		〃	〃	〃

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
大 針	鶴 岡		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	鶴 岡 市
城 山（1）	〃		〃	〃	〃
城 山（2）	〃		〃	〃	〃
大 道 東	酒 田		〃	〃	酒 田 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。